

- ・ 中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です。
- ・ 診療日及び診療時間
月～金 8:30～17:15 土日祝 休み
- ・ 次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

基本診療料の届出

- ・ 一般病棟入院基本料【地域3】
- ・ 地域包括ケア入院医療管理料2
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 看護配置加算
- ・ 看護補助加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 認知症ケア加算【加算3】
- ・ 情報通信機器を用いた診療加算
- ・ 診療録管理体制加算3
- ・ 感染対策向上加算2
- ・ データ提出加算

入院時食事療養の届出

- ・ 入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)

特掲診療料の届出

- ・ がん治療連携指導料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 検体検査管理加算(Ⅰ)
- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・ 運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)(医科点数表第2章第10部手術の通則の16に規定する手術)
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・ 入院ベースアップ評価料73

- ・ 入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

- ・ 当院では、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

- ・ 当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

文書料

(税込み)

項目	単位	金額(円)
診断書料(当院規定書式)	1通	1,100
休業診断書料	1通	1,100
健康診断書料(当院規定書式)	1通	1,100
死亡診断書料(1通目)	1通	2,200
死亡診断書料(2通目から)	1通	1,100
死体検案書料(1通目)	1通	5,500
死体検案書料(2通目から)	1通	2,750
健康管理手当(原爆)料	1通	2,200
入院証明書料	1通	3,300
成年後見診断書料	1通	1,100
施設入所情報提供書料	1通	1,100
おむつ証明書料	1通	220
障害年金等受診状況証明書料	1通	3,300
保険会社診断書料	1通	3,300
身体障害者診断書料	1通	4,400
年金等受給診断書料	1通	4,400
診療証明書料(児童生徒欠席用)	1通	220
その他の診断書料	1通	3,300
その他の証明書料	1通	2,200

使用料

(税込み)

項目	単位	金額(円)
浴衣(男性用)	1枚	2,195
浴衣(女性用)	1枚	2,195
肌着(M L)	1枚	1,617
肌着(男性用2L)	1枚	1,791
顔あて	1枚	428
画像コピー代	1枚	408
テレビ・冷蔵庫	1台/1日	550
イヤホン	1個	150
付添寝具(貸布団)	1組/1日	330
エンゼルウェイフォーム(口腔用)	1個	4,043
エンゼルウェイフォーム(鼻腔用)	1個	4,505
紙おむつ代(M)(テープ止め)	1枚	100
紙おむつ代(L)(テープ止め)	1枚	100

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

- ・ 当院では、以下の予防接種について、実費の負担をお願いしています。

(税込み)	
ワクチン名	金額(円)
MR	9,020
風しん	5,654
麻しん	5,533
水痘	8,030

(税込み)	
ワクチン名	金額(円)
おたふくかぜ	6,193
肺炎球菌	7,686
带状疱疹	21,230

- ・ 当院の特別の療養環境室は、以下のとおりです。

(税込み)			
区分	料金(1日につき)	病室番号	設備
個室	3,300円	212号, 215号, 216号, 217号	洗面台、トイレ、冷蔵庫、テレビ
個室	3,300円	221号, 222号(※感染対応)	洗面台、シャワー、トイレ、冷蔵庫、テレビ
個室	5,500円	218号, 220号	洗面台、シャワー、トイレ、冷蔵庫、テレビ

- ・ 当院では、院内及び病棟等に掲示してあるすべての施設基準に関して当該療養等を行うにつき十分な体制が整備されており、構造設備を有しています。
- ・ 2階病棟では、1日に11人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ・ 午前8時30分～午後5時15分まで：看護職員1人当たりの受け持ち患者様は6人以内です。
また、身支度や食事等の身の回りのお世話をさせていただく看護補助者が5人勤務しています。
 - ・ 午後5時15分～午前8時30分まで：看護職員1人当たりの受け持ち患者様は23人以内です。
また、身支度や食事等の身の回りのお世話をさせていただく看護補助者が1人勤務しています。
- ・ 入院時食事療養標準負担額

区分	R7年4月1日～
① 一般の方	510円
② 住民税非課税の世帯に属する方(③を除く)	240円
③ ②のうち、所得が一定基準に満たない方など	110円

献立予定表は食堂に掲示しています。

- ・ 入院期間が180日を超える入院に関する事項
同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、**入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担となります。**

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。
一般病棟入院基本料(15対1入院基本料)・・・一日につき1,650円(税込み)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、選定療養費の徴収はいたしません。

- ◎厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎重傷者病室に入院されている方
- ◎重度の肢体不自由者、重度の意識障害者(日常生活自立度ランクB以上)
- ◎脊髄損傷等の重度障害者
- ◎人工呼吸器を使用されている方
- ◎人工透析を週2回以上実施されている方(日常生活自立度ランクB以上)

この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは受付窓口までお尋ねください。

- ・ その他詳細についてのお尋ね、ご相談等ありましたら、患者様相談窓口又は事務室までお申し出ください。